

会 員 に 関 す る 細 則

平成30年4月29日

規約（第6条～第11条）・施行細則（第2条）により会員に関する細則を次のとおり定める。

第1条 （会員の種別）

この連盟の会員は規約第6条により会員・維持会員・名誉会員とする。

第2条 （会員）

会員は四国各県吹奏楽連盟に加盟している団体の代表者とする。

- 2 会員は四国各県吹奏楽連盟ごとに4名の代議員を選出する。

第3条 （維持会員）

維持会員はこの連盟の目的および事業に賛同する個人または団体とする。

- 2 維持会員としての新規加入は、四国吹連の理事または現維持会員の推薦により理事会の承認を受けるものとする。
- 3 維持会員は四国吹連の総会および事業などに出席することができる。

第4条 （名誉会員）

名誉会員はこの連盟に特に功労のあった者で、総会の議決をもって推薦された者とする。

- 2 名誉会員は四国吹連の総会および事業などに出席することができる。
- 3 名誉会員は会費の納入を要さない。
- 4 名誉会員は辞退または規約第11条により除名されない限り終身会員となる。

第5条 （会費）

会員は規約第8条により毎年7月末日までに年度会費を四国各県吹奏楽連盟を通じて納入するものとする。

- 2 維持会員は規約第8条により毎年8月末日までに年度会費を事務局へ納入するものとする。
- 3 会費を滞納した場合は、この連盟の主催する事業に参加および出場することはできない。
- 4 会費を1年以上滞納したときは規約第11条により除名することができる。

第6条 （加盟団体の登録）

加盟団体に関する登録規定は別に定める。

第7条 （付則）

この細則は理事会の議決を経なければ変更することができない。

- 2 この細則は平成30年4月29日より施行する。